

## 【別紙】

## ✿ 特別養護老人ホーム馬事公苑利用料金表 ✿

(長期入所)

## (1)基本利用料

(単位：円) (2)食費、居住費

(単位：円)

介護区分	基本単位	1月(30日)の基本利用料自己負担額(目安)			食費	1日の料金	1月(30日)の料金
		1割	2割	3割			
介護度1	638	20,863	41,726	62,588	2,440	73,200	
介護度2	705	23,054	46,107	69,161	3,570	107,100	
介護度3	778	25,441	50,882	76,322			
介護度4	846	27,665	55,329	82,993			
介護度5	913	29,856	59,711	89,566			

※入院された場合の居住費は、自己負担となります。  
 ※食費は1日一食以上食べられた場合は、算定させていただきます。  
 ※負担限度額認定証をお持ちの方は、限度額証に記載された料金となります。  
 各自ご確認ください。認定がない方は、上記に記載された額となります。

※世田谷区は介護保険サービスの地域区分が1級地となっておりますので、1単位10.9円で計算されます。

※負担割合証に記載された負担割合をご確認ください。

## (3)加算項目

	加算名称	基本単位		内容
常時算定	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月計算		所定単位数(基本単位、各種加算)に83/1000乗じた単位数
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月計算		所定単位数(基本単位、各種加算)に23/1000乗じた単位数
	栄養マネジメント加算	14	1日	管理栄養士が心身の状況にあった適切な食事、栄養管理を行った場合
	看護体制加算(Ⅱ)口	8	1日	看護職員数を基準より多く配置している場合
必要に応じて算定	療養食加算	6	1食	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	経口維持加算(Ⅰ)	400	1月	摂食障害で、誤嚥が認められ、医師の指示により経口維持に取り組んでいる場合
	初期加算	30	1日	入所から30日間、1月以上入院後の再入所時の場合
	外泊時加算	246	1日	外泊した場合
	看取り介護加算	144	1日	看取り介護の体制が出来ており、死亡日以前4日以上30日以下
	看取り介護加算	680	1日	看取り介護の体制が出来ており、死亡日以前2日以上又は3日
	看取り介護加算	1280	1日	看取り介護の体制が出来ており、死亡日

## (4)その他諸費用

理美容代	実費	毎月、理美容師の出張による理美容サービスを利用できます。
特別な食事	実費	ご本人又はご家族の希望等により、施設が用意する食事以外の食事、嗜好品を提供する場合、実費となります。
日常生活用品	実費	日常生活用品(衣類等)につきましては、ご家族の方に用意していただいております。
レク・行事等	実費	ご本人の趣味活動にかかる費用。行事にかかる費用は実費となります。
家族会費	実費	利用者様に係るプレゼント、イベント代金、事務費の一部として家族会年会費をいただいております。
その他費用	実費	その他、ご本人の必要としている物品につきましては、実費にてご負担いただきます。

計算方法

1	基本単価＋加算	×	生活した日数	×	83/1000	=	介護職員処遇改善加算 (小数点以下四捨五入)		
2	基本単価＋加算	×	生活した日数	×	23/1000	=	介護職員処遇改善加算 (小数点以下四捨五入)		
3	基本単価＋加算	×	生活した日数	+	介護職員処遇改善加算	×	世田谷の等級 級地(10.9円)	=	介護保険料の総額 (小数点以下切捨て)
4	介護保険料の総額 (小数点以下切捨て)	×	介護保険負担割合証記載の負担割合以外 (残りの9割から7割)	=	介護保険料の支給される額 (小数点以下切捨て)				
5	介護保険料の総額 (小数点以下切捨て)	-	介護保険料の支給される額	=	介護保険料の自己負担額				
6	介護保険料の自己負担額	+	居住費と食費	+	その他の諸費用	=	月の利用料		

例) 要介護3で1割負担の方(30日として)

1	(778+14+8)	×	30	×	0.083	=	1992				
2	(778+14+8)	×	30	×	0.023	=	552				
3	{(778+14+8)	×	30	+	(1992+552)}	×	10.9	=	289329.6	=	289,329
4	289,329	×	0.9	=	260396.1	=	260,396				
5	289,329	-	260,396	=	28,933						
6	28,933	+	180,300	+	他の諸費用今回なし	=	¥ 209,233 となります。				

概ねの料金目安

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
¥204,169	¥206,592	¥209,233	¥211,692	¥214,115

その他注意事項

- ※ 一定以上の所得がある方については、介護サービス利用料が2割又は3割となります。(介護保険負担割合証)
- ※ 介護保険施設利用時(長期入所やショート利用時)の居住費と食費について、所得によって自己負担の限度額が決められます。(負担限度額認定証)
- ※ 1か月の介護サービスの自己負担額が一定以上の上限を超えた場合、超えた額が高額介護サービス費として保険者より支給されます。

区分	生保・年収80万円未満から世帯全員が区市町村民税非課税	一般課税世帯	現役並み所得相当(世帯)
上限額	¥15,000 ~ ¥24,600	¥37,200	¥44,400

※ 当施設は原則として、生活保護受給者は入所対象となりません。

【別紙】

※ 短期入所生活介護施設馬事公苑利用料金表 ※

(短期入所)

(1) 基本利用料

(単位：円)

(2) 食費、滞在費

(単位：円)

(単位：円)

介護区分	基本単位	1日の基本利用料自己負担額(目安)			
		介護給付費(金額)	1割	2割	3割
要支援1	514	5,705	571	1,141	1,712
要支援2	638	7,081	709	1,417	2,125
介護度1	684	7,592	760	1,519	2,278
介護度2	751	8,336	834	1,668	2,501
介護度3	824	9,146	915	1,830	2,744
介護度4	892	9,901	991	1,981	2,971
介護度5	959	10,644	1,065	2,129	3,194

	朝食	昼食	夕食
食費	510	1,015	915

	1日当たりの部屋代
滞在費	3,570

▼食費 減額対象者(1日当たり) (単位：円)

1段階	300
2段階	390
3段階	650
4段階	2,440

▼滞在費 減額対象者(1日当たり) (単位：円)

1段階	820
2段階	820
3段階	1,310
4段階	3,570

※食費は食べられた分だけ、算定させていただきます。

※負担限度額認定証をお持ちの方は、限度額証に記載された料金となります。各自ご確認ください。

※世田谷区は介護保険サービスの地域区分が1級地となっておりますので、1単位11.1円で計算されます。

※負担割合証に記載された負担割合をご確認ください。

(3) 加算項目

(単位：円)

	加算名称	基本単位		1日の基本利用料自己負担額(目安)				内容
常時算定	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月計算		加算分費用(金額)	1割	2割	3割	所定単位数(基本単位、各種加算)に83/1000乗じた単位数
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)							
必要に応じて算定	療養食加算	8	1食	88	9	18	27	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	送迎加算	184	片道	2,042	205	409	613	送迎が必要な利用者に対して、居宅と施設間での送迎をおこなった場合、片道につき205円(往復時は409円)を算定します。(通常の事業実施地域以外に居住する利用者の送迎をおこなった場合、送迎費は通常の実施地域を超えた地点から、1kmあたり25円をご負担いただきます。) ※回数ごとに小数点以下の端数による変動あり。
		368	往復	4,084	409	817	1,226	

(4) その他諸費用

理美容代	実費	毎月、理美容師の出張による理美容サービスを利用できます。
特別な食事	実費	ご本人又はご家族の希望等により、施設が用意する食事以外の食事、嗜好品を提供する場合、実費となります。
日常生活用品	実費	日常生活用品(衣類等)につきましては、ご家族の方に用意していただいております。
レク・行事等	実費	ご本人の趣味活動にかかる費用。行事にかかる費用は実費となります。
その他費用	実費	その他、ご本人の必要としている物品につきましては、実費にてご負担いただきます。

計算方法

①	基本単価+加算	×	利用した日数	+	送迎加算	×	83/1000	=	介護職員処遇改善加算 (小数点以下四捨五入)
②	基本単価+加算	×	利用した日数	+	送迎加算	×	23/1000	=	介護職員特定処遇改善加算 (小数点以下四捨五入)
③	基本単価+加算	×	利用した日数	+	①+②+送迎加算	×	世田谷の等級 1級地(11.1円)	=	介護保険料の総額 (小数点以下切捨て)
④	介護保険料の総額 (小数点以下切捨て)	×	介護保険負担割合証記載の負担割合 以外(残りの9割から7割)			=	介護保険料の支給される額 (小数点以下切捨て)		
⑤	介護保険料の総額 (小数点以下切捨て)	-	介護保険料の支給される額			=	介護保険料の自己負担額		
⑥	介護保険料の自己負担額	+	滞在費と食費	+	その他の諸費用	=	月の利用料		

例) 要介護2で1割負担の方(6泊7日利用し、来所日は昼食スタート、帰宅日は昼食までとして)

1	((751×7)	+	(8×19)	+	(184×2))	×	0.083	=	479.491	=	479
2	((751×7)	+	(8×19)	+	(184×2))	×	0.023	=	132.871	=	133
3	((751×7)	+	(8×19)	+	(184×2)+479+133))	×	11.1	=	70906.8	=	70,906
4	70,906	×	0.9	=	63815.4	=	63,815				
5	70,906	-	63,815	=	6,794						
6	6,794	+	40,645	+	他の諸費用今回なし		=	¥ 47,439 となります。			

その他注意事項

- ※ 一定以上の所得がある方については、介護サービス利用料が2割又は3割となります。(介護保険負担割合証)
- ※ 介護保険施設利用時(長期入所やショート利用時)の滞在費と食費について、所得によって自己負担の限度額が決められます。(負担限度額認定証)
- ※ 1か月の介護サービスの自己負担額が一定以上の上限を超えた場合、超えた額が高額介護サービス費として保険者より支給されます。

区分	生保・年収80万円未満から世帯全員が区市町村民税非課税	一般課税世帯	現役並み所得相当(世帯)
上限額	¥15,000 ~ ¥24,600	¥37,200	¥44,400

- ※ 当施設は原則として、生活保護受給者は利用対象となりません。
- ※ 医療費(薬代含)は、利用料等とは別となります。当施設から医療費等の請求は出来ませんので、病院からの請求をご確認ください。